

処分の概要	土地の掘削等の許可
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第27条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第27条第1項の規定による。

(土地の掘削等の許可)

第27条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

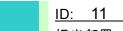
- 6 第27条第1項(土地の掘削等の許可)
 - (1)審査基準

河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかど うかを審査した上で許可することができる。

- ア 掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。
- イ 土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申 請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されてい ること。

標準処理期間 10日(法第24条の許可を伴う場合は18日)(通知による。)

備考



処分の概要	竹木の流送の許可等
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第28条
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第28条の規定による。

(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)

第28条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

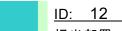
河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 7 第28条(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)
 - (1)審査基準

竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

標準処理期間	未設定(通知による。)
	, ,, – , – ,	

設 定 年 月 日	最終変更年月日 年 月 日
------------------	---------------



処分の概要	河川管理上支障のある行為の許可等
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第29条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第29条第1項の規定による。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可) 第29条 第23条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅 員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

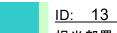
- 8 第29条第1項(河川管理上支障のある行為の許可)
 - (1)審査基準

第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川 の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、 以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

- ア 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他河川の流水を汚濁するおそれのある ものが付着した物件を洗浄する場合
 - (ア)人体や生物に有害でないこと。
 - (イ)流水を著しく汚濁するおそれがないこと。
- イ 河川区域内の土地において、土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合 (ア)相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものではないこと。
 - (イ)河川区域内に、河川工事又は他の行為によってやむを得ず一時的に残土、土石、竹木その他の物件を仮置きする場合は、出水時への対応措置が講じられていること。

標準処理期間	未設定(通知による。)
備考	

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	河川管理上支障のある行為の許可等(2級河川)
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第29条第2項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第29条第2項の規定による。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可) 第29条

2 2級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 8 第29条第1項(河川管理上支障のある行為の許可)
 - (1)審査基準

第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川 の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、 以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

- ア 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他河川の流水を汚濁するおそれのある ものが付着した物件を洗浄する場合
 - (ア)人体や生物に有害でないこと。
 - (イ)流水を著しく汚濁するおそれがないこと。
- イ 河川区域内の土地において、土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合 (ア)相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものではないこと。
 - (イ)河川区域内に、河川工事又は他の行為によってやむを得ず一時的に残土、土石、竹木その他の物件を仮置きする場合は、出水時への対応措置が講じられていること。

標準処理期間	未設定(通知による。)
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	----------	---------	---	---	---	--



処分の概要	許可工作物の完成検査
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第30条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第30条第1項の規定による。

(許可工作物の使用制限)

第30条 第26条第1項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

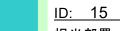
河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 9 第30条第1項(許可工作物の完成検査)
 - (1)審査基準

完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模、その他の第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させる。なお、第44条第1項のダムについては 「ダム検査規程 (昭和43年建設省訓令第2号)を標準とすること。

標準処理期間	未設定(通知による。)
– –	., ., .,	,

設定年月日 令和4年	4月1日 最終変更年月日	年	月 日
------------	---------------------	---	-----



処分の概要	許可工作物の完成前の使用の承認
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第30条第2項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第30条第2項の規定による。

(許可工作物の使用制限)

第30条

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の 工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することが できる。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

10 第30条第2項(完成前の許可工作物の一部使用の承認)

(1)審査基準

完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施行方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができる。

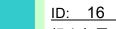
ア 使用をしようとする部分について、第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、 検査に合格したものであること。

イ 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

ウ 一部使用しようとする目的が、工作物全体について受けた許可の目的に反しないこ と。

標準処理期間 未設定(通知による。)

設定年月日 令和4年	4月1日 最終変更年月日	年	月 日
------------	---------------------	---	-----



処分の概要	権利譲渡の承認
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第34条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第34条第1項の規定による。

(権利の譲渡)

- 第34条 第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。
- 2 前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。

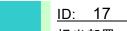
河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 11 第34条第1項(権利の譲渡の承認)
 - (1)審査基準

第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、 必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認すること ができる。

- ア 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。
- イ 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

設 定 年 月 日	最終変更年月日	 年	月	日	
------------------	---------	---------------	---	---	--



処分の概要	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第43条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

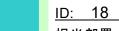
法第43条第1項の規定による。

(流水の貯留又は取水の制限)

第43条 水利使用の許可を受けた者は、第39条の申出をした関係河川使用者に係る前条第1項 の協議又は同条第2項の裁定に係る損失を補償した後(損失の補償が損失防止施設の設置に 係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後)でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第39条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後で なければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可 に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当 該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置 の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定を したもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。

標準処理期間

30日



処分の概要	ダム操作規程の承認
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第47条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第47条第1項及び第2項の規定による。

(ダムの操作規程)

第47条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、 あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、 河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

標準処理期間 30 日

備考



処分の概要	渇水時における水利使用の特例の承認
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第53条の2第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第53条の2第1項の規定による。

(渇水時における水利使用の特例)

第53条の2 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

河川法の一部を改正する法律等の運用について

(平成10年1月23日建設省河政発第5号・建設省河計発第3号・建設省河環発第4号・建設省河 治発第2号・建設省河開発第5号)による。

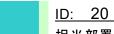
2) 水利使用の特例の承認について

河川管理者は、次の各号に掲げる事項が満たされる場合には、直ちに法第53条の2第1項の承認を行うこと。

- イ 水利使用の特例を受けようとする水利使用者が申請に係る水利使用の特例に同意していること。
- ロ 水利使用の特例の期間が異常渇水時に限ったものであること。
- ハ 水利使用の特例に係る水量、取水方法等が、水利使用の特例を行わせようとする水利 使用者が受けた法第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の範囲内であること。
- 二 水利使用の特例に係る水量が、水利使用の特例を受けようとする水利使用者が取水 を困難としている量の範囲内であること。

標準処理期間 審査基準を満たしている場合には直ちに承認(通知による。)

備考



処分の概要	河川保全区域内の行為の許可
法 令 名根 拠条項	河川法 第100条において準用する第55条第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第55条第1項の規定による。

(河川保全区域における行為の制限)

- 第55条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通 省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定 める行為については、この限りでない。
 - (1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
 - (2) 工作物の新築又は改築

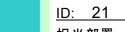
河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 12 第55条第1項(河川保全区域における行為の許可)
 - (1)審査基準

河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

標準処理期間	10日(通知による。)
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月 日



処分の概要	河川予定地内の行為の許可	
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第57条第1項	
法令番号	昭和39年法律第167号	

【基準】

法第57条第1項の規定による。

(河川予定地における行為の制限)

- 第57条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。
 - (1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
 - (2) 工作物の新築又は改築

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 13 第57条第1項(河川予定地における行為の許可)
 - (1)審査基準

河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について 審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

標準処理期間	10日(通知による。)
備考	

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	特殊車両の通行認定
法 令 名 根 拠 条 項	車両制限令 第12条
法令番号	昭和36年政令第265号

【基準】

政令第12条の規定による。

(特殊な車両の特例)

第12条 幅、総重量、軸重又は輪荷重が第3条に規定する最高限度をこえず、かつ、第5条から 第7条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請に より、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特 殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第5条から 第7条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運 転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、 当該条件に従つて通行する場合に限る。

標準処理期間 30日

備考

処分の概要	測量標の移転の請求(公共測量)	
法 令 名 根 拠 条 項	測量法 第39条において準用する第24条第1項	
法令番号	昭和24年法律第188号	

【基準】

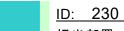
準用する法第24条の規定による。

(測量標の移転の請求)

- 第24条 基本測量の永久標識又は一時標識の汚損その他その効用を害するおそれがある行為 を当該永久標識若しくは一時標識の敷地又はその付近でしようとする者は、理由を記載し た書面をもつて、国土地理院の長に当該永久標識又は一時標識の移転を請求することがで きる。
- 2 前項の規定による請求(国又は都道府県が行うものを除く。)は、当該永久標識又は一時標 識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県 知事は、当該請求に係る事項に関する意見を付して、国土地理院の長に送付するものとす る。
- 3 国土地理院の長は、第1項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該永久標識又は一時標識を移転し、理由がないと認めるときは、その旨を移転を請求した者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による永久標識又は一時標識の移転に要した費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。

標準処理期間	30日
供 支	

設定年月日 令和4年	4月1日 最終変更年月日	年	月 日
------------	---------------------	---	-----



処分の概要	測量成果の複製の承認(公共測量)	
法 令 名 根 拠 条 項	測量法 第43条	
法令番号	昭和24年法律第188号	

【基準】

法第43条の規定による。

(測量成果の複製)

第43条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

標準処理期間

30日

備考

処分の概要	測量成果の使用の承認(公共測量)	
法 令 名 根 拠 条 項	測量法 第44条第1項	
法令番号	昭和24年法律第188号	

【基準】

法第44条の規定による。

(測量成果の使用)

- 第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量 成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。
- 2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。
 - (1) 申請手続が法令に違反していること。
 - (2) 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。
- 3 第1項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の 測量成果を使用した旨を明示しなければならない。
- 4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

標準処理期間 30 日

処分の概要	道路管理者以外の者が行う工事の承認	
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第24条	
法令番号	昭和27年法律第180号	

【基準】

法第24条の規定による。

(道路管理者以外の者の行う工事)

第24条 道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項、第17条第4項若しくは第6項から第8項まで、第19条から第22条の2まで、第48条の19第1項又は第48条の22第1項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

政令第3条

(道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持)

第3条 法第24条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止 するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維 持とする。

道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設 省道政発第49号)参照

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	道路の占用の許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第32条第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。

(道路の占用の許可)

- 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
 - (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - (3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
 - (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者 に提出しなければならない。
 - (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
 - (2) 道路の占用の期間
 - (3) 道路の占用の場所
 - (4) 工作物、物件又は施設の構造
 - (5) 工事実施の方法
 - (6) 工事の時期
 - (7) 道路の復旧方法

(道路の占用の許可基準)

- 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路 の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号ま でに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の 許可を与えることができる。
- 2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもの のための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与 えることができる。
 - (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
 - (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道 又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これら

の道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

- (3) 前条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路(第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。第48条の23第1項、第3項及び第5項、第48条の24第1項並びに第48条の27第2項第2号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)
- (4) 前条第1項第1号、第5号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第48条の29 の2第1項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。第48条の29の2第1項及び第48条の29の5第1項において同じ。)に資するものとして政令で定めるもの
- (5) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯 その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この 号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定 める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非 営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他 の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
- (6) 前条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
- 3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。
- 6 第2項の規定による許可(同項第3号に係るものに限る。)に係る前条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、前条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第2項第3号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」について(平成11年7月 26日)建設省道利第3号)参照

標準処理期間

30日

1		十和田市	法適用申請	に対す	る処分個票	: I
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	道路の占用の変更の許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第32条第3項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第32条第1項の道路の占用の許可と同様に法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。

(道路の占用の許可)

- 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
 - (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - (3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
 - (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作 物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者 に提出しなければならない。
 - (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
 - (2) 道路の占用の期間
 - (3) 道路の占用の場所
 - (4) 工作物、物件又は施設の構造
 - (5) 工事実施の方法
 - (6) 工事の時期
 - (7) 道路の復旧方法

(道路の占用の許可基準)

- 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路 の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号ま でに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の 許可を与えることができる。
- 2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもの のための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与 えることができる。
 - (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
 - (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道

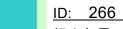
又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

- (3) 前条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路(第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。第48条の23第1項、第3項及び第5項、第48条の24第1項並びに第48条の27第2項第2号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)
- (4) 前条第1項第1号、第5号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第48条の29 の2第1項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。第48条の29の2第1項及び第48条の29の5第1項において同じ。)に資するものとして政令で定めるもの
- (5) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
- (6) 前条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
- 3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。
- 6 第2項の規定による許可(同項第3号に係るものに限る。)に係る前条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、前条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第2項第3号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

標準処理期間

30日

1		十和田市	法適用申請	に対す	る処分個票	: I
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	限度超過車両の通行許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第47条の2第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第47条の2第1項の規定による。

(限度超過車両の通行の許可等)

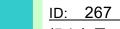
第47条の2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第1項の政令で定める最高限度又は同条第3項に規定する限度を超える車両(以下「限度超過車両」という。)の通行を許可することができる。

車両の通行の制限について(昭和53年12月1日建設省道交発第96号)

特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について(昭和53年12月1日建設省道交 発第97号)参照

標準処理期間	30日
保华处理别间	90 H

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	自動車専用道路との連結の許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第48条の5第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の5第1項及び第2項の規定による。

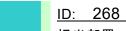
(連結許可等)

- 第48条の5 前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可(以下「連結許可」という。)を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。
- 2 自動車専用道路の道路管理者(次項及び第48条の7から第48条の10までにおいて単に「道路管理者」という。)は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第48条の3ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。
 - (1) 前条第1号に掲げる施設 当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げないものであること。
 - (2) 前条第2号から第4号までに掲げる施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国 土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

自動車専用道路への通路等の連結許可基準について(昭和39年10月13日建設省道発第407号)参照

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月	日



処分の概要	自動車専用道路との連結の変更許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第48条の5第3項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の5第3項の規定による。

(連結許可等)

第48条の5

3 連結許可を受けた前条第2号から第4号までに掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。

標準処理期間

30日

備考



処分の概要	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第91条第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第91条第1項の規定による。

(道路予定区域)

第91条 第18条第1項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第96条第5項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設 省道政発第49号)参照

標準処理期間 30日

備考

処分の概要	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可(第32条第1項及び第3項の準用)
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第91条第2項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

準用する法第32条第1項及び第3項と同様に法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。

(道路の占用の許可)

- 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
 - (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - (3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
 - (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作 物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者 に提出しなければならない。
 - (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的
 - (2) 道路の占用の期間
 - (3) 道路の占用の場所
 - (4) 工作物、物件又は施設の構造
 - (5) 工事実施の方法
 - (6) 工事の時期
 - (7) 道路の復旧方法

(道路の占用の許可基準)

- 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路 の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号ま でに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の 許可を与えることができる。
- 2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもの のための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与 えることができる。
 - (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの
 - (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道

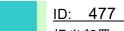
又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

- (3) 前条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路(第48条の21の技術的基準に適合するものに限る。第48条の23第1項、第3項及び第5項、第48条の24第1項並びに第48条の27第2項第2号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)
- (4) 前条第1項第1号、第5号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第48条の29 の2第1項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策をいう。第48条の29の2第1項及び第48条の29の5第1項において同じ。)に資するものとして政令で定めるもの
- (5) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
- (6) 前条第1項第3号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの
- 3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。
- 6 第2項の規定による許可(同項第3号に係るものに限る。)に係る前条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、前条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第2項第3号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

標準処理期間

30日

1		十和田市	法適用申請	に対す	る処分個票	: I
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	要 河川保全立体区域における行為の許可	
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第58条の4第1項	
法令番号	昭和39年法律第167号	

【基準】

法第58条の4第1項の規定による。

(河川保全立体区域における行為の制限)

- 第58条の4 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省 令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定め る行為については、この限りでない。
 - (1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
 - (2) 工作物の新築、改築又は除却
 - (3) 載荷重が1平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積

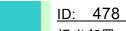
河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 14 第58条の4第1項(河川保全立体区域における行為の許可)
 - (1)審査基準

河川保全立体区域における許可を行うに当たっては、河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

10日(通知による。)
	10日(通知による。

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年		日	
------------------	---------	---	--	---	--



処分の概要	河川予定立体区域における行為の許可	
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第58条の6第1項	
法令番号	昭和39年法律第167号	

【基準】

法第58条の6第1項の規定による。

(河川予定立体区域における行為の制限)

- 第58条の6 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省 令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定め る行為については、この限りでない。
 - (1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
 - (2) 工作物の新築又は改築

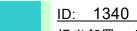
河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 15 第58条の6第1項(河川予定立体区域における行為の許可)
 - (1)審査基準

河川予定立体区域における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

標準処理期間	10日(通知による。)

設定年月日	最終変更年月日	年	月	日	
--------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	沿道整備推進機構の指定
法 令 名 根 拠 条 項	幹線道路の沿道の整備に関する法律 第13条の2第1項
法令番号	昭和55年法律第34号

【基準】

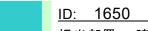
法第13条の2第1項の規定による。

(沿道整備推進機構の指定)

第13条の2 市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適 正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、沿道整備推進機構 (以下「機構」という。)として指定することができる。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	測量標の使用の承認(公共測量)
法 令 名 根 拠 条 項	測量法 第39条において準用する第26条
法令番号	昭和24年法律第188号

【基準】

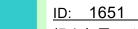
準用する法第26条の規定による。

(測量標の使用)

第26条 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要 河川協力団体の指定		
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第58条の8第1項	
法令番号	昭和39年法律第167号	

【基準】

法第58条の8第1項及び省令第33条の8の規定による。

(河川協力団体の指定)

第58条の8 河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。

(河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第33条の8 法第58条の8第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

標準処理期間	30日
--------	-----

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	流水の占用の登録
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第23条の2
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第23条の2、第23条の3及び第23条の4の規定による。

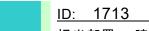
(流水の占用の登録)

第23条の2 前条の許可を受けた水利使用(流水の占用又は第26条第1項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

(登録の実施)

- 第23条の3 河川管理者は、前条の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、政令で定める事項を第12条第2項の水利台帳に登録しなければならない。 (登録の拒否)
- 第23条の4 河川管理者は、第23条の2の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合に は、その登録を拒否しなければならない。
 - (1) 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者であるとき。
 - (2) 申請者が第75条第1項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。
 - (3) 申請者が法人又は団体であつて、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。
 - (4) 第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川 の流水を占用しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるとき は、当該申請者が当該申請に係る流水の占用について当該許可を受けた者の同意を得て いないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。

標準処理期間	30日				
備考					
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	月



処分の概要	入札占用計画の認定
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第39条の5第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第39条の5の規定による。

(入札占用計画の認定)

- 第39条の5 道路管理者は、前条第5項の規定により通知した落札者が提出した入札占用計画 について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとす る。
- 2 道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

標準処理期間	30日
/# /	

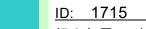
処分の概要	入札占用計画の変更の認定
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第39条の6第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第39条の6の規定による。

(入札占用計画の変更等)

- 第39条の6 前条第1項の規定による認定を受けた者(次条において「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。
- 2 道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札 占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用 を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所 を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 3 道路管理者は、第1項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第39条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当すると認めるときは、第1項の規定による認定をするものとする。
- 4 前条第2項の規定は、第1項の規定による変更の認定をした場合について準用する。



処分の概要	占用入札を行つた場合における道路の占用の許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第39条の7第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

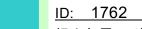
法第39条の7の規定による。

(占用入札を行つた場合における道路の占用の許可)

- 第39条の7 認定計画提出者は、第39条の5第1項の規定による認定を受けた入札占用計画(前条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。)に従つて入札対象施設等を設置しなければならない。
- 2 道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第32条第1項又は第3項の規 定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければな らない。
- 3 前項の規定による許可に係る第32条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、第32条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第39条の3第2項第2号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持を図る」とする。
- 4 道路管理者が第2項の規定により第32条第1項又は第3項の規定による許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、第39条第2項の規定にかかわらず、占用入札において認定計画提出者が申し出た額(当該申し出た額が同項の条例(指定区間内の国道にあつては、同項の政令)で定める額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該政令で定める額とする。この場合において、同条第1項ただし書の規定は、適用しない。
- 5 第39条の5第1項の規定による認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、 同項の道路の場所については、第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請をすること ができない。

標準処理期間 30 日

設定年月日 令和4年	4月1日 最終変更年月日	年	月 日
------------	---------------------	---	-----



処分の概要	道路協力団体の指定
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第48条の60第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の60及び省令第4条の25の規定による。

(道路協力団体の指定)

- 第48条の60 道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、 道路協力団体として指定することができる。
- 2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。
- 4 道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第4条の25 法第48条の60第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

標準処理期間	30日
備考	



処分の概要	歩行者利便増進計画の認定
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第48条の26第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

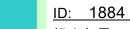
法第48条の26の規定による。

(歩行者利便増進計画の認定)

- 第48条の26 道路管理者は、前条第6項の規定により通知した占用予定者が提出した歩行者利 便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認 定をするものとする。
- 2 道路管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	歩行者利便増進計画の変更の認定
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第48条の27第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の27の規定による。

(歩行者利便増進計画の変更等)

- 第48条の27 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を 受けた歩行者利便増進計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受け なければならない。
- 2 道路管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。
 - (1) 変更後の歩行者利便増進計画が第48条の25第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていること。
 - (2) 当該歩行者利便増進計画の変更をすることについて、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の変更の認定をした場合について準用する。

標準処理期間	15日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月 日	ļ

処分の概要	公募を行つた場合における道路の占用の許可
法 令 名根 拠条項	道路法 第48条の28第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の28の規定による。

(公募を行つた場合における道路の占用の許可)

- 第48条の28 認定計画提出者は、第48条の26第1項の認定(前条第1項の変更の認定を含む。第 4項及び次条において「計画の認定」という。)を受けた歩行者利便増進計画(変更があつた ときは、その変更後のもの。次項及び次条第2号において「認定歩行者利便増進計画」とい う。)に従つて公募対象歩行者利便増進施設等を設置しなければならない。
- 2 道路管理者は、認定計画提出者から認定歩行者利便増進計画に基づき第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。
- 3 前項の規定による許可に係る第32条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、第32条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第48条の24第2項第2号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。
- 4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第48条の26第1項の道路の場所については、第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請をすることができない。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月日

処分の概要	地位の承継の承認
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第48条の29
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の29の規定による。

(地位の承継)

- 第48条の29 次に掲げる者は、道路管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画 の認定に基づく地位を承継することができる。
 - (1) 認定計画提出者の一般承継人
 - (2) 認定計画提出者から、認定歩行者利便増進計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象歩行者利便増進施設等の所有権その他当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置又は管理に必要な権原を取得した者

標準処理期間 30 日

備考

処分の概要	車両の停留の許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第48条の32第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の32第1項及び第2項並びに第48条の33の規定による。

(車両の停留の許可)

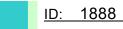
- 第48条の32 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の 許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車その 他政令で定める車両については、この限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

(特定車両の停留の許可基準)

- 第48条の33 道路管理者は、前条第1項又は第3項の許可をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならない。
 - (1) 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第48条の30第1項の規定により指定した 種類のものであること。
 - (2) 当該許可の申請に係る前条第2項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

標準処理期間

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	----------	---------	---	---	---	--



処分の概要	車両の停留の変更の許可
法 令 名 根 拠 条 項	道路法 第48条の32第3項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

法第48条の32第1項の車両の停留の許可と同様に法第48条の32第1項及び第2項並びに第48条の33の規定による。

(車両の停留の許可)

- 第48条の32 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の 許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車その 他政令で定める車両については、この限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日 時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を 記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

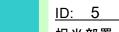
(特定車両の停留の許可基準)

- 第48条の33 道路管理者は、前条第1項又は第3項の許可をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならない。
 - (1) 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第48条の30第1項の規定により指定した 種類のものであること。
 - (2) 当該許可の申請に係る前条第2項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

標準処理期間	30日
備老	

畑つ

設 定 年 月 日	最終変更年月日 年 月 日
------------------	---------------



処分の概要	程要 河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第20条	
法令番号	昭和39年法律第167号	

【基準】

法第20条の規定による。

(河川管理者以外の者の施行する工事等)

第20条 河川管理者以外の者は、第11条、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、 第17条第1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより 河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で 定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

政令第12条

(河川管理者以外の者の施行する工事等で承認を要しないもの)

第12条 法第20条ただし書の政令で定める軽易なものは、草刈り、軽易な障害物の処分その他 これらに類する小規模な維持とする。

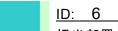
河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 1 第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等の承認)
 - (1)審査基準

河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で 承認することができる。

- ア 工事実施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。
- イ 河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。
- ウ 周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。

標準処理期間	10日(通知による。)
備考	



処分の概要	流水占用の許可
法 令 名根 拠条項	河川法 第100条において準用する第23条
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第23条の規定による。

(流水の占用の許可)

第23条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

2 第23条(流水の占用の許可)

(1)審査基準

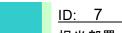
河川の流水の占用並びにこれに関する第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項 等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

- ア 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共 の福祉の増進に資するものであること。
- イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の事業を遂行する ための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。
- ウ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与 えることなく安定的に水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。
- エ 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、水利使用により治水その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。
- オ 新規の場合は、新たな水源措置が講じられていること(慣行水利権を法定化する場合 及び取水量と同量を河川に放流する場合を除く。)

Jan 244	- hn	TE	440	BB
標準	E NJL	192	ÆD	м
7水十	- /-	7	771	IP.

新規16日(県土整備事務所経由日数9日)更新13日(県土整備事務所経由日数6日)(通知による。)

設定年月日 令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	
----------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	土地占用の許可
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第24条
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第24条の規定による。

(土地の占用の許可)

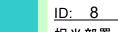
第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 3 第24条(土地の占用の許可)
 - (1)審査基準

河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地占用許可準則」(平成17年3月28日付け国土交通事務次官通達)を基準として審査した上で許可することができる。

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日
-------	----------	---------	----------



処分の概要	土石等の採取の許可
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第25条
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第25条の規定による。

(土石等の採取の許可)

第25条 河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

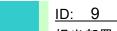
- 4 第25条(土石等の採取の許可)
 - (1)審査基準

河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかど うかを審査した上で許可することができる。

- ア 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい障害が生じるものではないこと。
- イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、土石等の採取を行うことについての関係 法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が 確保されていること。
- ウ 砂利等の採取については 「砂利等採取許可準則」 (昭和41年6月1日付け建設事務 次官通達)を基準とすること。
- エ 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜、芝草、その他の産出物については、そ の採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。

標準処理期間	10日(通知による。)
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	工作物の新築等の許可	
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第26条第1項	
法令番号	昭和39年法律第167号	

【基準】

法第26条第1項の規定による。

(工作物の新築等の許可)

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 5 第26条第1項(工作物の新築等の許可)
 - (1)審査基準

河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

ア治水上及び利水上の支障を生じるおそれがないこと。

この場合において、治水上及び利水上の支障の有無を検討するに当たっては、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形・地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。

- (ア)工作物の一般的な技術基準「河川管理施設等構造令」(平成12年6月7日政令第312 号)
- (イ)工作物の設置基準「工作物設置許可基準」(平成10年6月19日付け建設省河川局治水課長通達)
- イ 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。
- ウ 河川の利用の実態からみて、工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著 しく阻害しないこと。
- エ 工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、 申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されて いること。

標準処理期間

10日(法第24条の許可を伴う場合は18日)(通知による。)

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	目	
-------	----------	---------	---	---	---	--